平成２１年（フ）第２７４０号
横浜市南区大岡１丁目68番８号
債務者　森嶋　俊秋
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７４１号
横浜市南区大岡１丁目68番８号
債務者　森嶋　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７６５号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目31番４号
債務者　徳永　多恵
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８０８号
横浜市南区白妙町４丁目59番地３　西川方
債務者　山崎万紀子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８２４号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目６番22号
大久保アパート203
債務者　池田佳保里（旧姓大平・橋本）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８９号
神奈川県大和市下鶴間611番地１　スウィートピー201
債務者　藤田　　浩
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５号
静岡県菊川市高橋3695番地の47
債務者　オガタ　セルジオ　トシヒロ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第７２５号
愛知県刈谷市板倉町２丁目７番地２　ハイツ板倉103号
債務者　小川　修三
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
大分県豊後大野市三重町秋葉639番地２
債務者　菊池　松美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後３時
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第２５６８号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目３番１―106号
債務者　石川　京子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５７９号
横浜市鶴見区生麦１丁目８番17号　グレースカマタ103
債務者　山口　麻里（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６６５号
横浜市鶴見区矢向４丁目31番18―102号
債務者　冨田　安則
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６６６号
横浜市鶴見区矢向４丁目31番18―102号
債務者　冨田レイ子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１４３号
大阪府茨木市東太田２丁目12番４号
債務者　北藤圭史郎
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３０８号
大阪府枚方市中宮北町２番１―402号
債務者　山本　実華
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４１号
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目３番22号
サンビレッジ・ラポール　G―202号
債務者　新見　昌生
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部